税

住宅用地の申告はお済みですか

【税務課】

１月１日（賦課期日）時点で、住宅が建っている土地については、税額軽減の特例（住宅用地特例）があります。また、年末までに住宅を壊していたとしても、同じ土地に建替え中の場合は、一定の要件のもと住宅用地特例が適用されます。土地の所有者からの申請が必要ですので、忘れずに申告してください。

問税務課 資産税係 ☎33-3706

家屋の取壊しの連絡はお済みですか

【税務課】

家屋の全部もしくは一部を取り壊すと、翌年度から、取り壊した面積分の固定資産税・都市計画税は課税されません。

市でも、家屋の状況把握に努めていますが、取壊しの連絡がない場合、翌年度以降も引き続き課税される恐れがあります。令和８年１月２日から令和９年１月１日までの間に家屋の全部もしくは一部を取り壊した人や法人は、取り壊した床面積の大小に関わらず、令和９年１月29日㈭までにご連絡ください。

取り壊しが確認できれば、翌年度からは課税されません。なお、法務局で取り壊しの手続きがお済みの場合は、法務局から通知が来ますので、連絡不要です。

問税務課 資産税係 ☎33-3706

納期限のお知らせ

【税務課】

▶**12月25日㈭**
- 固定資産税・都市計画税……３期
- 国民健康保険税……６期
- 後期高齢者医療保険料……６期

▶**令和９年１月４日㈰**
- 介護保険料……６期

問税務課 収納係 ☎33-6109

令和９年度以降の市民税・県民税の税制改正について

【税務課】

令和９年度以降の市民税・県民税の改正についてお知らせします。詳しくは市ホームページ（右のＱＲコード）からご確認ください。

▶**給与所得控除の見直し**

給与所得者に適用される令和９年度以降の給与所得控除について、最低保証額が69万円に引き上げられます。さらに、令和９・10年度の２年間に関しては、５万円が加算され74万円となります。

▶**各種扶養親族等に係る所得要件の引上げ**

各種扶養控除などにおける所得要件が４万円引上げられます。

▶**住宅ローン控除の延長**

住宅借入金特別税額控除（住宅ローン控除）について、適用期限が５年延長され、令和８年１月１日～令和12年12月31日までの入居者を対象とすることとなりました。

問税務課 市民税係 ☎33-6212

令和８年分所得税等の確定申告について

【税務課】

スマートフォンとマイナンバーカードを利用することで、いつでも、どこでも、確定申告書を作成、提出できます。「確定申告書等作成コーナー（右のＱＲコード）」を利用し、自宅からのスマホ申告（e-Tax）をお試しください。申告会場については、下記の通りです。

▶**期間**　令和９年２月16日㈪～３月15日㈰

▶**場所**　粉河税務署（紀の川市粉河807）

▶**持ち物**　申告関係書類、スマートフォン、マイナンバーカードと２種類の暗証番号

▶**受付について**

国税庁公式LINE（右のＱＲコード）から事前予約が可能です。

問粉河税務署 ☎0736-73-3301

広 告





市営住宅の入居者を募集します

11 住み続けられるまちづくりを

令和９年３月入居分の市営住宅の入居者を募集します。詳しくは市ホームページを確認していただくか、建築住宅課 住宅係までお問合せください。　【建築住宅課】

▶**募集住宅**

住宅名	所在地	構造等（建設年度）	洗濯機置き場	募集戸数	優先※	家賃月額（円）	間取り	備　考
あけぼの野	神野々103番地	簡耐２階建（昭和49年）	室内	2	1	16,700～26,200	３ＤＫ	１戸は告知事項あり
	野124-1	中耐４階建（昭和56年）	脱衣所	1	0	17,400～34,200	３ＤＫ	４階建・１階
東　家	東家４丁目5-15	中耐４階建（昭和52年）	脱衣所	1	0	15,600～30,600	３ＤＫ	４階建・２階
東　家	東家４丁目2-2	中耐４階建（昭和53年）	脱衣所	1	0	15,600～30,600	３ＤＫ	４階建・２階
伏原４階	高野口町伏原772-1	中耐４階建（平成７年）	脱衣所	1	0	20,800～40,800	３ＤＫ	４階建・３階 エレベーター有
伏原第４	高野口町伏原289-1	簡耐２階建（昭和59年）	脱衣所	1	0	22,100～43,400	４ＤＫ	－
原田改良	原田183-2	簡耐２階建（昭和62年）	脱衣所	1	0	25,300～49,800	４ＤＫ	ＤＩＹ型募集※

※優先枠とは、母子・父子世帯などが入居において優先的な取扱いを受けられる住宅のことです。

※ＤＩＹ型募集とは、現状での引き渡しとなるかわりに、入居者自身が修繕に要した費用の一部を入居後の家賃額から減免するものです。

▶**入居予定日**　令和９年３月30日

▶**申込受付期間**　12月１日㈫～令和９年１月８日㈮

▶**申込み・問合せ**

〒648-8585（住所記載不要）

橋本市 建設部 建築住宅課 住宅係 ☎33-1115

▶**申込方法**
- 申込書を持参または郵送
- オンライン申請

※詳しくは市ホームページ（右のＱＲコード）をご確認ください。

ごみの拠点回収について

12 つくる責任つかう責任

市では一部のごみについて、ごみステーションに出していただく定例収集以外にも拠点での回収を行なっています。拠点回収について詳しくは、市ホームページ（下のＱＲコード）をご確認ください。　【生活環境課】

▶**ごみの拠点回収とは**

自治体が指定した場所に回収箱やコンテナを設置し、そこにごみを持ち込んでもらい、回収する仕組みのことです。

▶**蛍光灯・電池類**
- 回収できる品目

  蛍光管（電球型・環型・直管型）、水銀温度計・水銀体温計、電球・電池類
- 回収場所

  各地区公民館（橋本地区公民館を除く）、保健福祉センター

▶**廃食用油**
- 回収できる油　天ぷら油、オリーブ油、植物性の油（パーム油・やし油除く）のみ
- 回収場所

  オークワ高野口店、オークワオーストリート橋本あやの台店、スーパーセンターオークワ橋本店、紙の杜橋本北センター、紙の杜紀州高野センター、松源伏原店、松源橋本店、保健福祉センター

▶**問合せ**

生活環境課 環境企画係 ☎33-3702